

令和7年度第6回消費生活意識調査

(調査結果)

調査概要

1. 調査方法

インターネットを利用したアンケート調査

2. サンプル数

5,000 サンプル(人口構成比に応じた割り付け)

性年代

7段階の男女(15歳～19歳、20歳～29歳、30歳～39歳、40歳～49歳、50歳～59歳、60歳～69歳、70歳以上)

地域 地域区分は、次の単位とする。

北海道・東北:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県

甲信越:新潟県、山梨県、長野県

北陸:富山県、石川県、福井県

東海:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国:徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3. 調査実施期間

令和8年2月5日(木)～2月9日(月)

(備考)

- ・合計数値は、四捨五入の関係で、図表中の数値の合計と一致しない場合がある。
- ・本調査におけるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)とは、Facebook(フェイスブック)やX(旧Twitter)、Instagram(インスタグラム)、LINE(ライン)、YouTube(ユーチューブ)、TikTok(ティックトック)等の利用者同士が交流できるサービスを指します。

「消費生活相談の窓口」についてお聞きします。

問1. 地方公共団体では、商品の購入やサービスの提供に伴う契約等でトラブルや被害に遭った場合に相談できる窓口を設置しています。

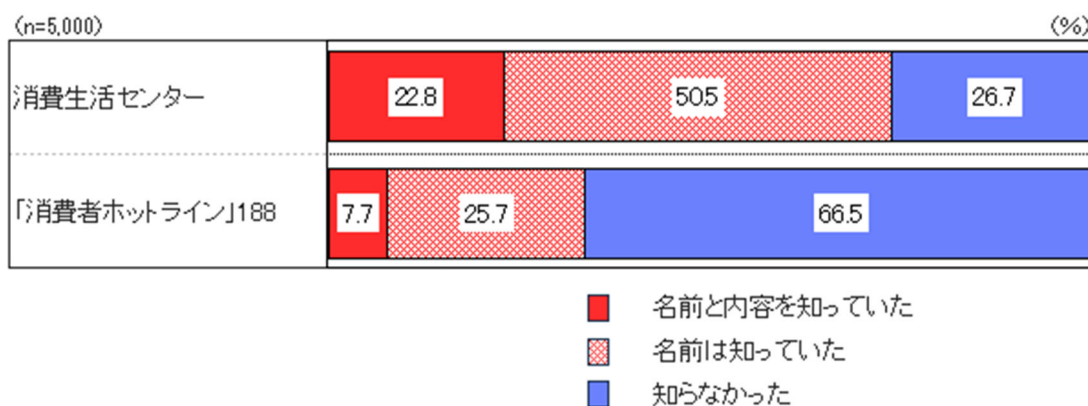
あなたは、このような「消費生活相談」に関する組織やサービスを知っていましたか。それぞれについて、当てはまるものを一つずつお選びください。

※「消費生活センター」は地方公共団体に設置され、商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問合せ等、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる機関です。なお、「消費生活センター」は法令上も規定されている一般的な名称ですが、地域によっては「消費者センター」、「県民生活センター」等呼称が異なる場合があります、それらも含みます。

※「消費者ホットライン」188 は、電話で3桁の「188」番にかけると、お近くの地方公共団体の消費生活相談窓口につながり、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

(単一回答)

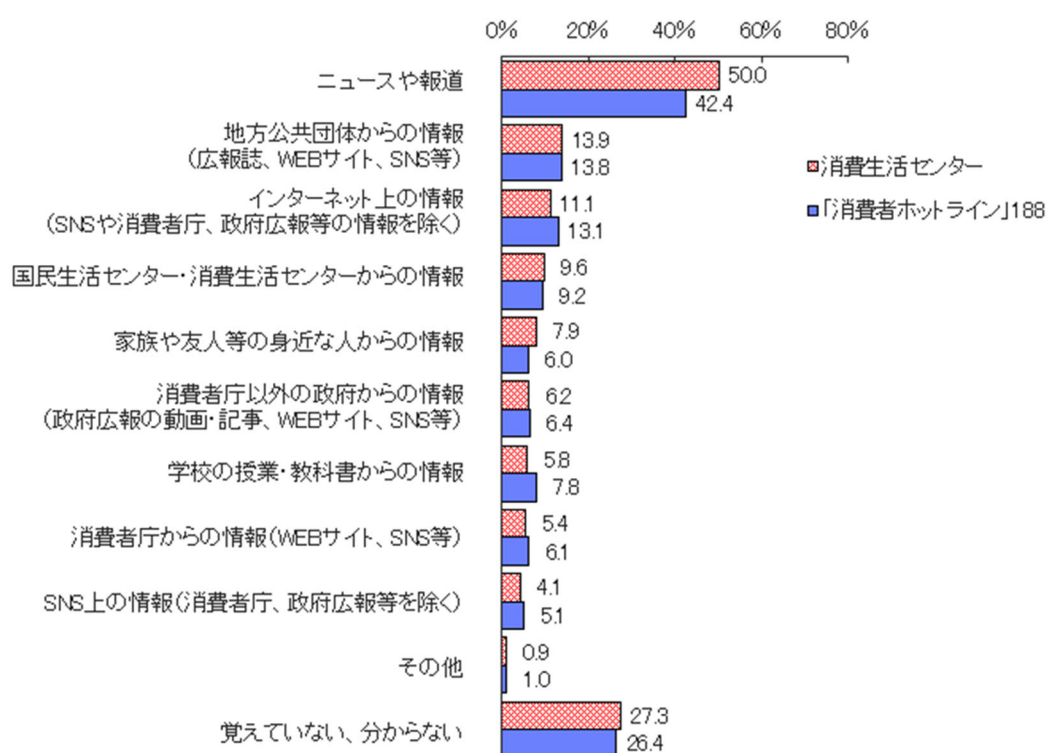
「消費生活相談」に関する組織やサービスについて、「名前と内容を知っていた」又は「名前は知っていた」と回答した人の割合は、「消費生活センター(73.3%)」が7割以上であった一方、「『消費者ホットライン』188(33.4%)」は約3割となっている。



問2. あなたは、『消費生活センター』、『「消費者ホットライン」188』をどこからの情報で知りましたか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

「消費生活センター」、「『消費者ホットライン』188」を知った情報源として、いずれも、「ニュースや報道(50.0%、42.4%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「地方公共団体からの情報(広報誌、WEBサイト、SNS等)(13.9%、13.8%)」となっている。



(消費生活センター:n=3,665)

(「消費者ホットライン」188:n=1,673)

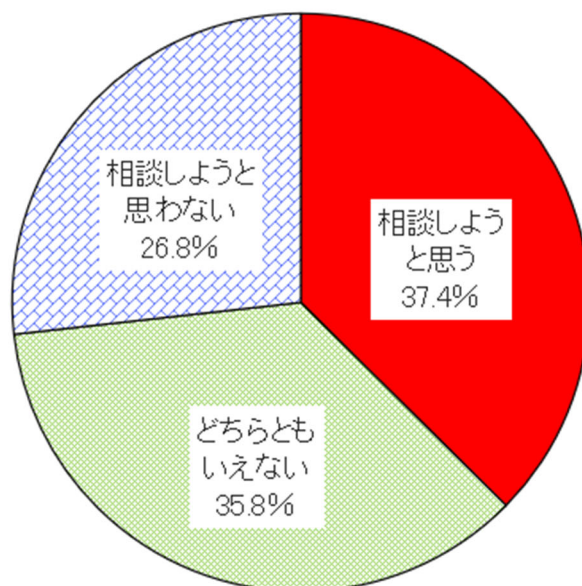
※「消費生活センター」の値を基準に降順並び替え

(備考)問1で「名前と内容を知っていた」又は「名前は知っていた」と回答した人に質問。

問3. 商品の購入やサービスの提供に伴う契約等で、実際にトラブルや被害に遭った場合、あなたは、行政が運営する消費生活相談の窓口(消費生活センター等)へ相談しようと思いますか。当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

実際にトラブルや被害に遭った場合に、行政が運営する消費生活相談の窓口に相談しようと思うかについて聞いたところ、「相談しようと思う(37.4%)」と回答した人の割合は約4割となっている。

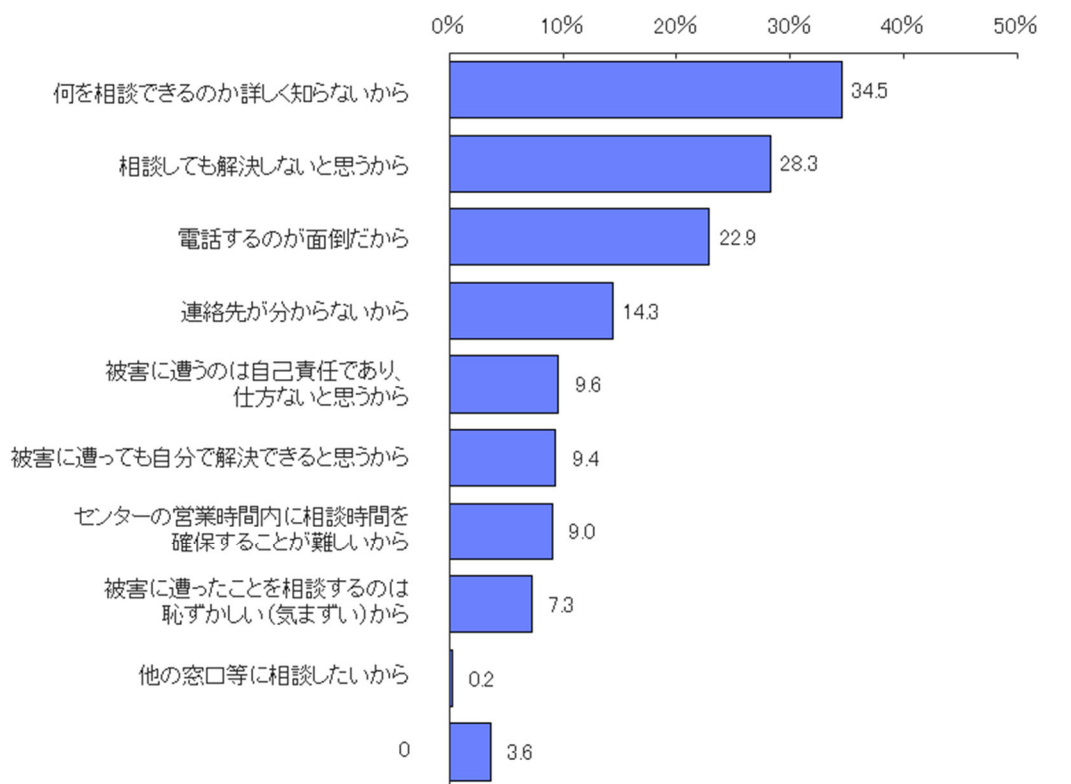


(n=5,000)

問4. 「相談しようと思わない」又は「どちらともいえない」と思った理由は何ですか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

「相談しようと思わない」又は「どちらともいえない」と思った理由として、「何を相談できるのか詳しく知らないから(34.5%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「相談しても解決しないと思うから(28.3%)」、「電話するのが面倒だから(22.9%)」となっている。



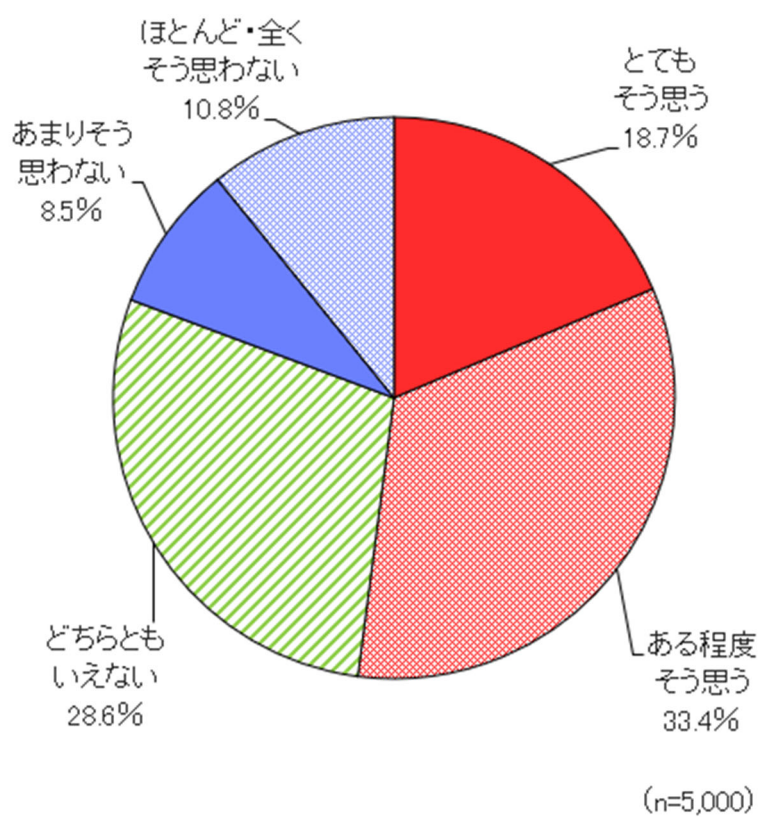
(n=3,130)

(備考)問3で「相談しようと思わない」又は「どちらともいえない」と回答した人に質問。

問5. 消費生活相談の多くは電話で受付を行っていますが、メール等電話以外の方法による相談も受け付けてほしいと思いますか。当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

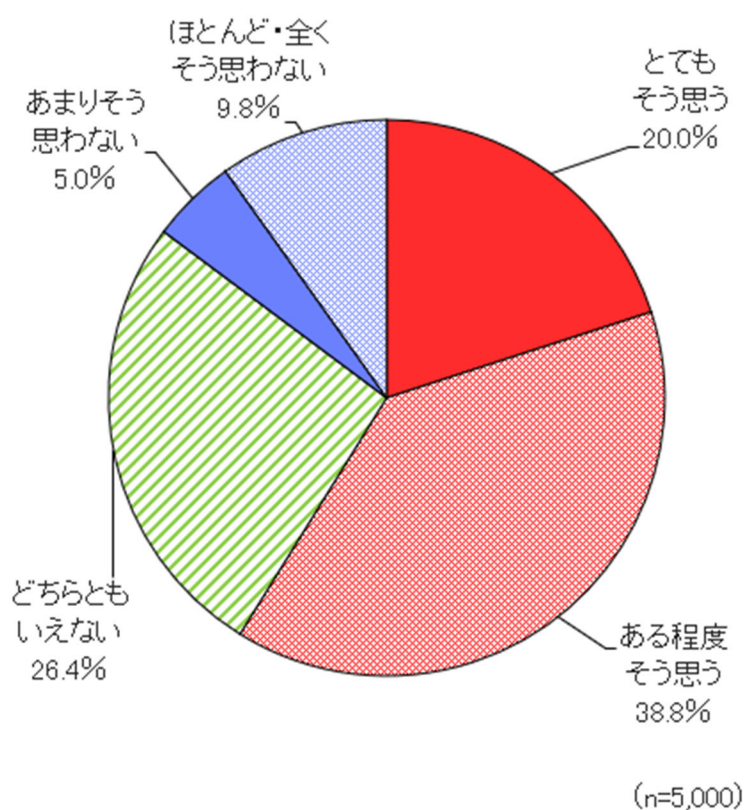
消費生活相談を電話以外の方法でも受け付けてほしいと思うかについて聞いたところ、「とてもそう思う(18.7%)」又は「ある程度そう思う(33.4%)」と回答した人の割合が、合計で約5割となっている。



問6. 消費者トラブルを自分で解決することに役立つ情報や相談窓口についてまとめたウェブサイトがあれば、消費生活センター等に相談する前に利用したいと思いますか。当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

消費者トラブルを自分で解決することに役立つウェブサイトがあれば利用したいと思うかを聞いたところ、「とてもそう思う(20.0%)」又は「ある程度そう思う(38.8%)」と回答した人の割合が、合計で約6割となっている。



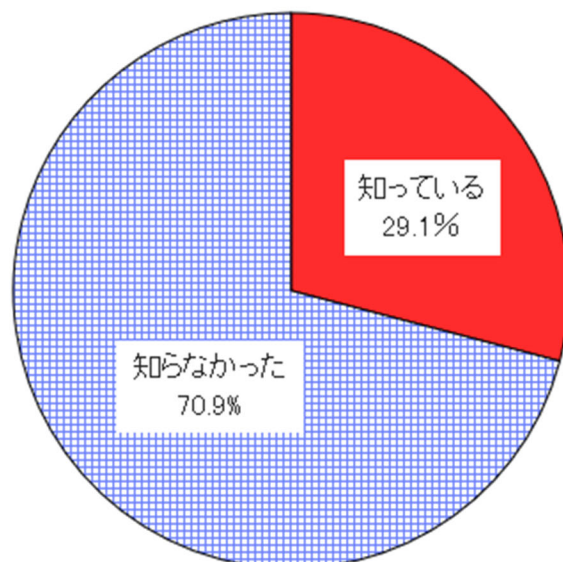
ここからは、「消費者契約(※)」についてお聞きします。

※「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約のことです。

問7. 消費者を守るためのルールとして、「消費者契約法」があります。あなたは、この法律を知っていますか。当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

消費者契約法について、「知っている(29.1%)」と回答した割合は約3割となっている。

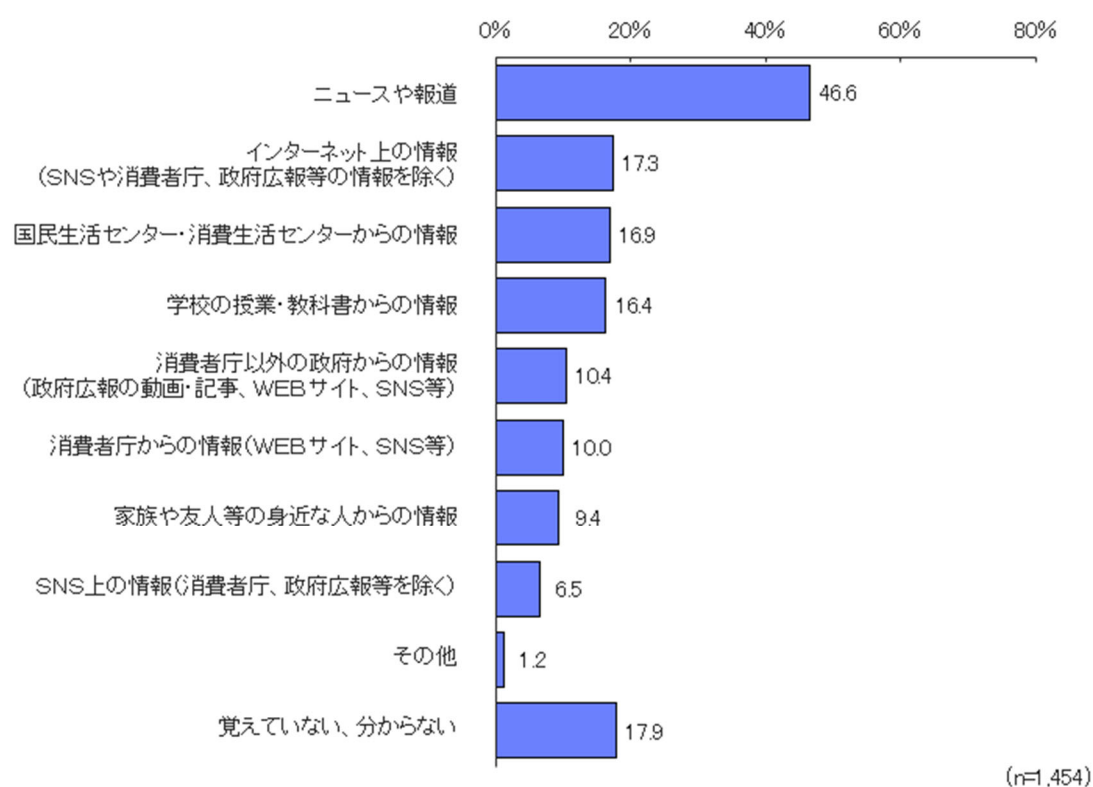


(n=5,000)

問8. あなたは、「消費者契約法」をどこからの情報で知りましたか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

消費者契約法を知った情報源として、「ニュースや報道(46.6%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「インターネット上の情報(17.3%)」、「国民生活センター・消費生活センターからの情報(16.9%)」となっている。

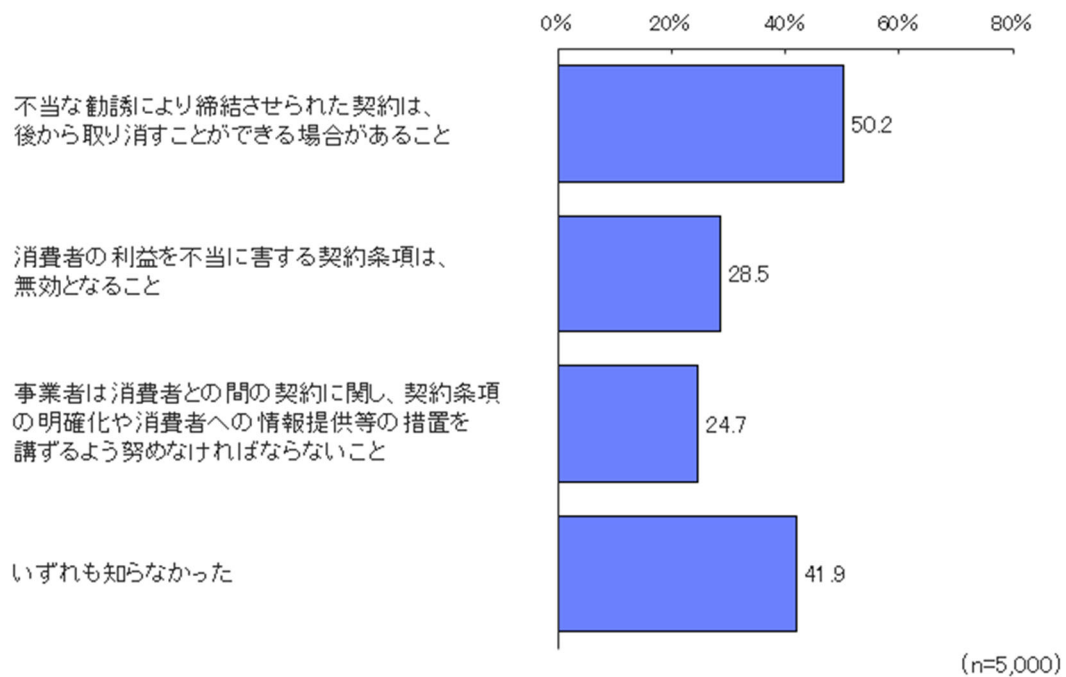


(備考)問7で「知っている」と回答した人に質問。

問9. あなたは、消費者を守るためのルールとして、以下の項目について知っていますか。当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

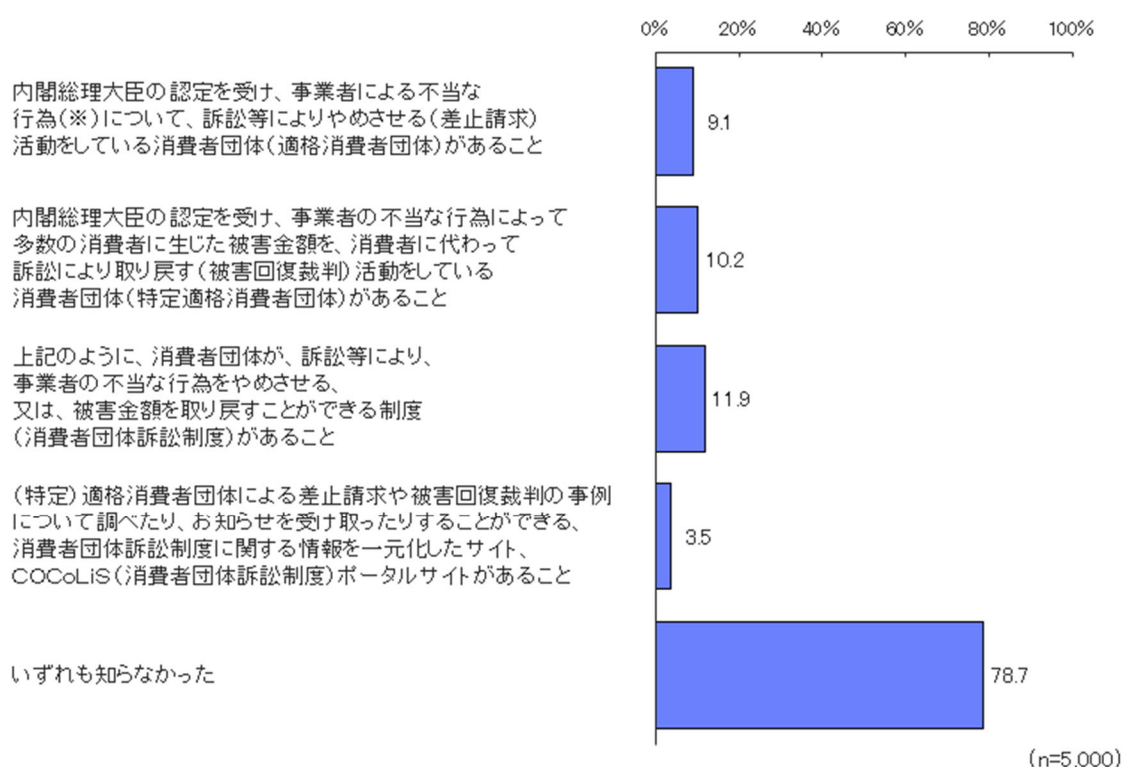
知っているルールとして、「不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができる場合があること(50.2%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「消費者の利益を不当に害する契約条項は、無効となること(28.5%)」となっている。



問 10. あなたは、消費者被害の予防や救済のための制度として、以下の項目について知っていますか。当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

知っている制度として、「上記のように、消費者団体が、訴訟等により、事業者の不当な行為をやめさせる、又は、被害金額を取り戻すことができる制度(消費者団体訴訟制度)があること(11.9%)」、「内閣総理大臣の認定を受け、事業者の不当な行為によって多数の消費者に生じた被害金額を、消費者に代わって訴訟により取り戻す(被害回復裁判)活動をしている消費者団体(特定適格消費者団体)があること(10.2%)」及び「内閣総理大臣の認定を受け、事業者による不当な行為について、訴訟等によりやめさせる(差止請求)活動をしている消費者団体(適格消費者団体)があること(9.1%)」と回答した人の割合は、いずれも約1割となっている。



(※)事業者による不当な行為とは、消費者に対する不当な勧誘や、著しく優良な商品であるという誤認を招くような広告等のことをいいます。

ここからは、「取引デジタルプラットフォーム(※)」についてお聞きします。

※「取引デジタルプラットフォーム」とは、インターネット上の取引の「場」であるデジタルプラットフォームにおいて、消費者と販売業者・役務提供事業者(以下「販売業者等」といいます。)の間で、インターネット通販の契約を締結することができるものです。具体的には、以下のものがあります。

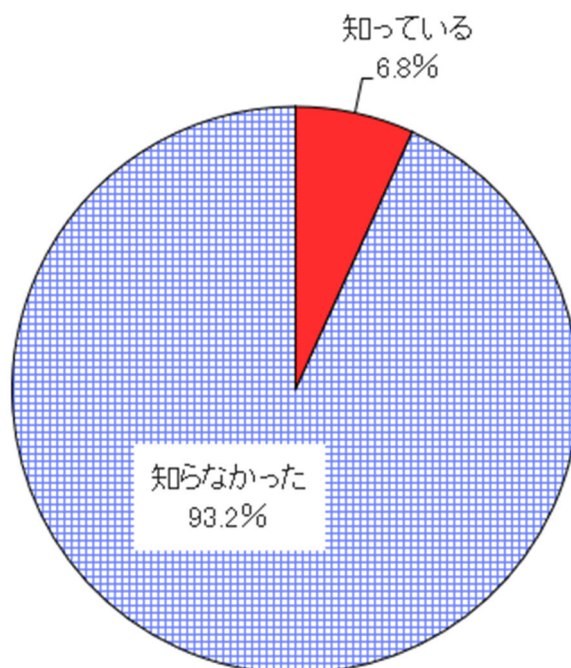
- ・ショッピング(オンラインモール等)
- ・オークション・フリマ等
- ・予約サービス(フードデリバリー、旅行予約等)
- ・クラウドファンディング 等

問 11. あなたは、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律(※)」を知っていますか。当てはまるものを一つお選びください。

※「取引デジタルプラットフォーム消費者保護法」、「取引 DPF 消費者保護法」、「取引 DPF 法」等いった法の略称も含まれます。

(単一回答)

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律」について、「知っている」と回答した人の割合は、6.8%となっている。

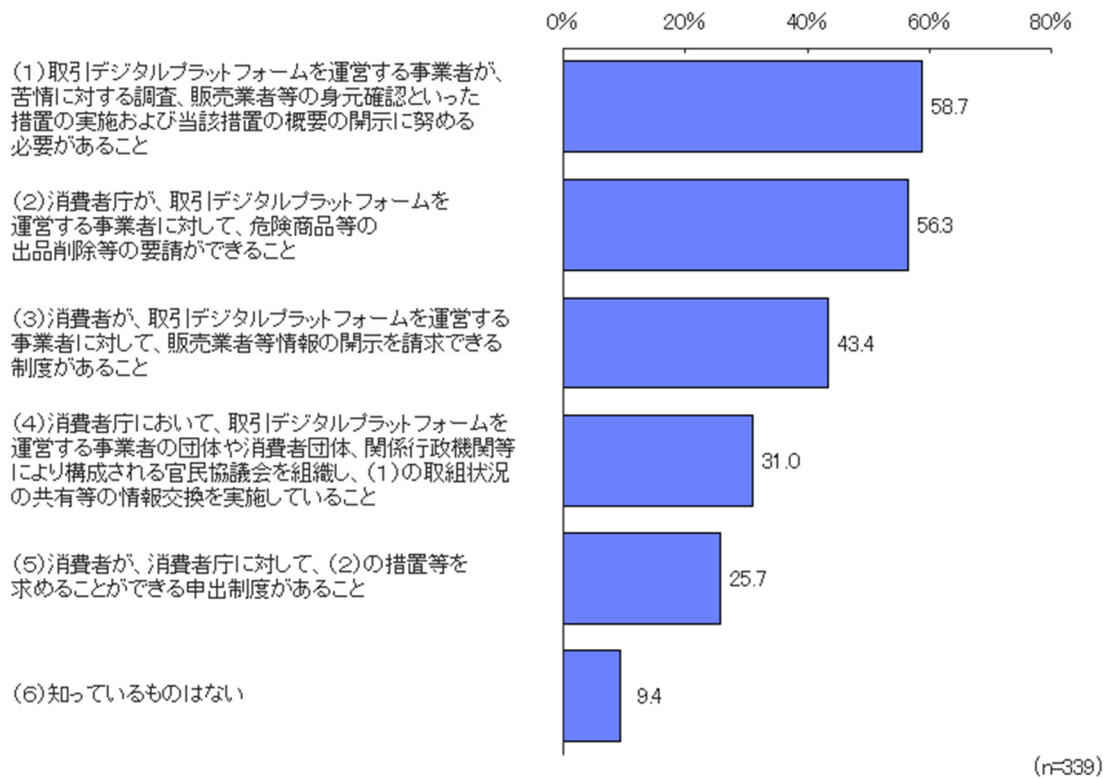


(n=5,000)

問 12. あなたは、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の保護のため、法律に基づき以下のような制度・仕組みがあることを知っていますか。以下の項目のうち、当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

知っている制度・仕組みとして、「(1)取引デジタルプラットフォームを運営する事業者が、苦情に対する調査、販売業者等の身元確認といった措置の実施および当該措置の概要の開示に努める必要があること(58.7%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「(2)消費者庁が、取引デジタルプラットフォームを運営する事業者に対して、危険商品等の出品削除等の要請ができること(56.3%)」となっている。



(備考)問 11 で「知っている」と回答した人に質問。

ここからは、消費者の生命・身体に係る事故等に関する情報発信についてお聞きします。

消費者庁では、2025年10月2日に「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょうー身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー」に関して注意喚起を行いました。

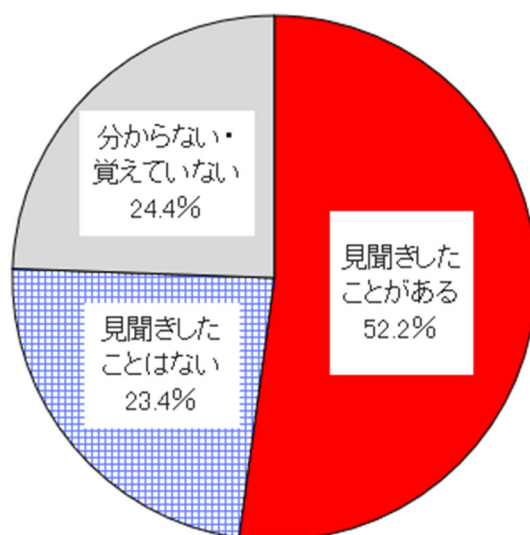
この注意喚起は、テレビやインターネットでのニュース、SNS等において発信、拡散されました。

問 13. あなたは、これまでに「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょうー身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー」に関して、消費者庁からの注意喚起を見聞きしたことはありますか。当てはまるものを一つお選びください。

※消費者庁からの注意喚起を起点として発信・拡散された、テレビやインターネットでのニュース、SNS等も含めてお考えください。

(単一回答)

消費者庁からの注意喚起について、「見聞きしたことがある(52.2%)」と回答した人の割合は約5割、「見聞きしたことはない(23.4%)」と回答した人の割合は約2割となっている。

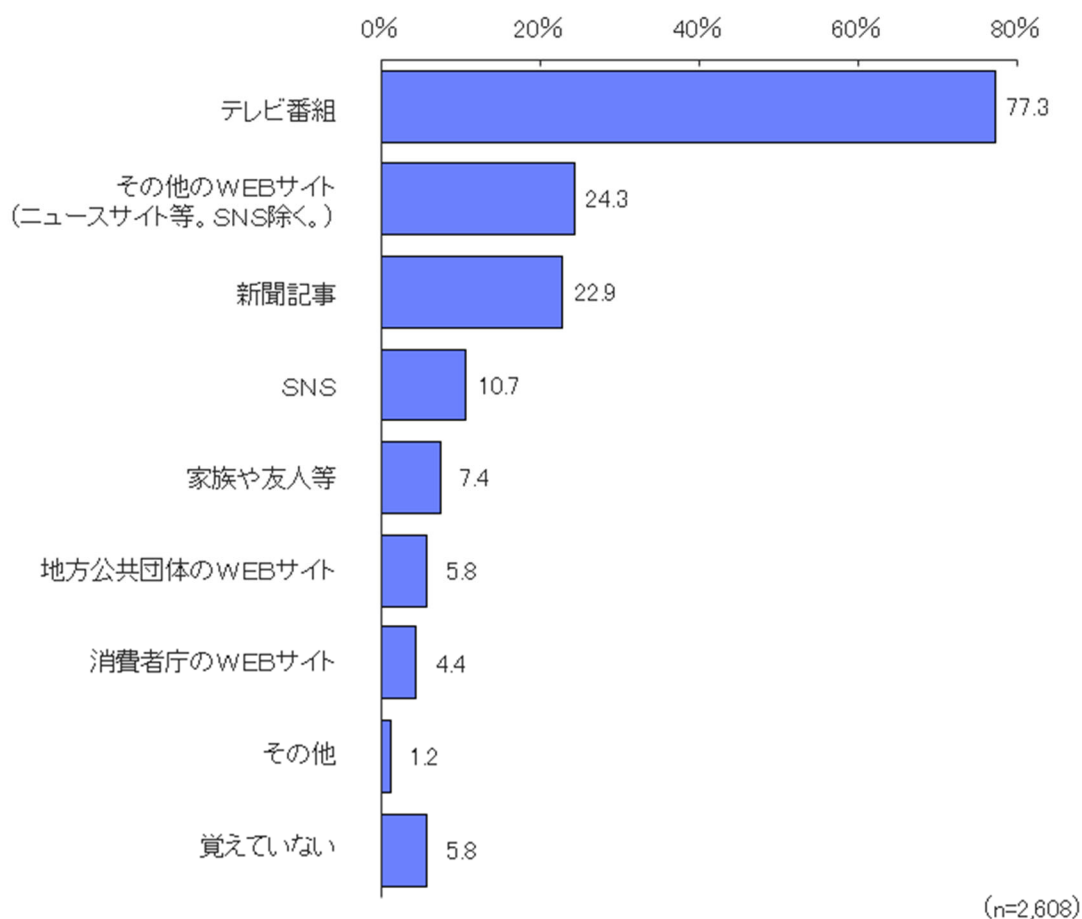


(n=5,000)

問 14. あなたは、「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょうー身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー」に関する消費者庁からの注意喚起をどのようなところで見聞きましたか。当てはまるものを全てお選びください。

(複数回答)

消費者庁からの注意喚起を知った情報源として、「テレビ番組(77.3%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「その他のWEBサイト(ニュースサイト等。SNS 除く。)(24.3%)」、「新聞記事(22.9%)」となっている。

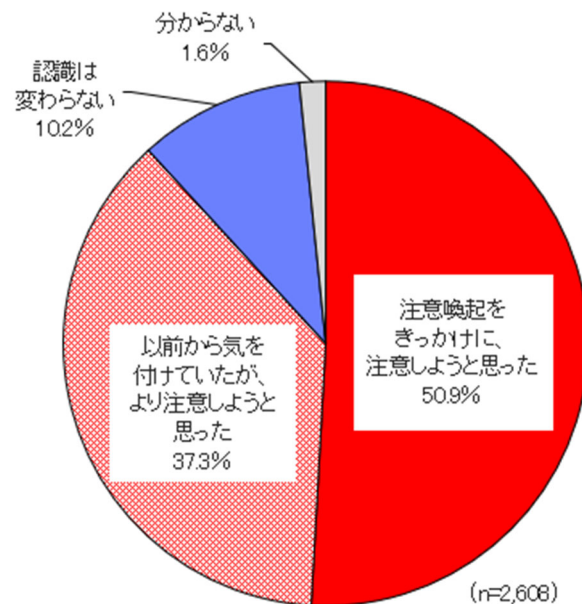


(備考)問 13で「見聞きしたことがある」と回答した人に質問。

問 15. 「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょうー身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー」に関する消費者庁からの注意喚起によって、リチウムイオン電池使用製品の取扱い方に対するあなたの認識は変わりましたか。当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

消費者庁からの注意喚起を見聞きした後の意識の変化について、「注意喚起をきっかけに、注意しようと思った(50.9%)」又は「以前から気を付けていたが、より注意しようと思った(37.3%)」と回答した人の割合が、合計で約9割となっている。



(備考)問 13 で「見聞きしたことがある」と回答した人に質問。

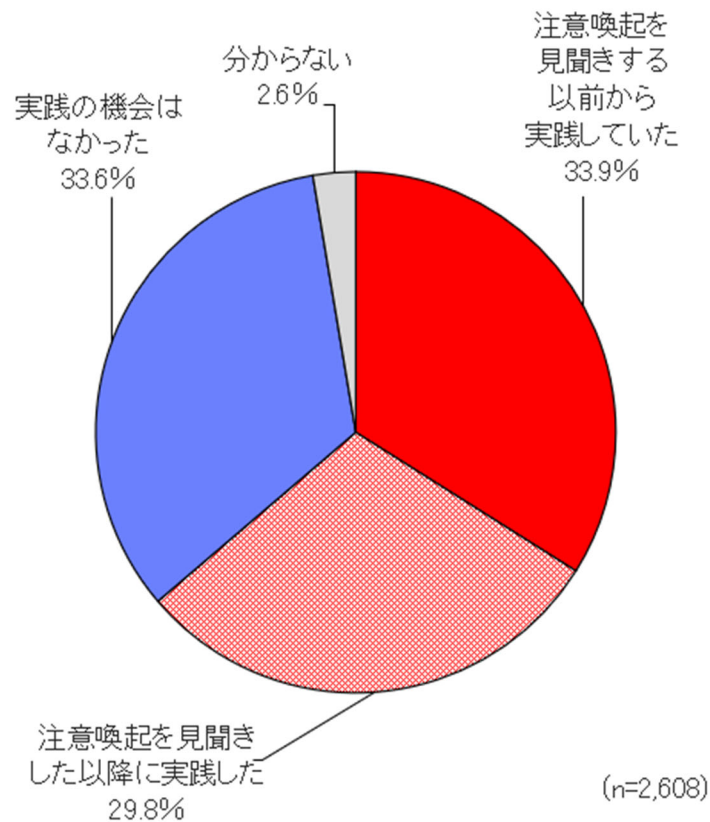
問 16. あなたは、「リチウムイオン電池使用製品による発火事故に注意しましょうー身に着ける、持ち歩く製品にも使用されていますー」に関する消費者庁からの注意喚起で紹介された対策について、一つでも実践しましたか。当てはまるものを一つお選びください。

なお、注意喚起では以下の対策を紹介しています。

- ・強い衝撃や圧力を加えないようにすること
- ・高温になる場所では使用・保管しないようにすること
- ・充電は、安全な場所で、なるべく起きている時に行うこと
- ・異常を感じたら使用を中止すること
- ・発火した時はまず安全を確保し、できれば大量の水で消火すること
- ・製品情報・リコール情報を確認すること
- ・公共交通機関では、持ち込みルールを守ること

(単一回答)

注意喚起を見聞きした後の行動の変化について、「注意喚起を見聞きした以降に実践した(29.8%)」と回答した人の割合は約3割となっている。



(備考)問 13 で「見聞きしたことがある」と回答した人に質問。

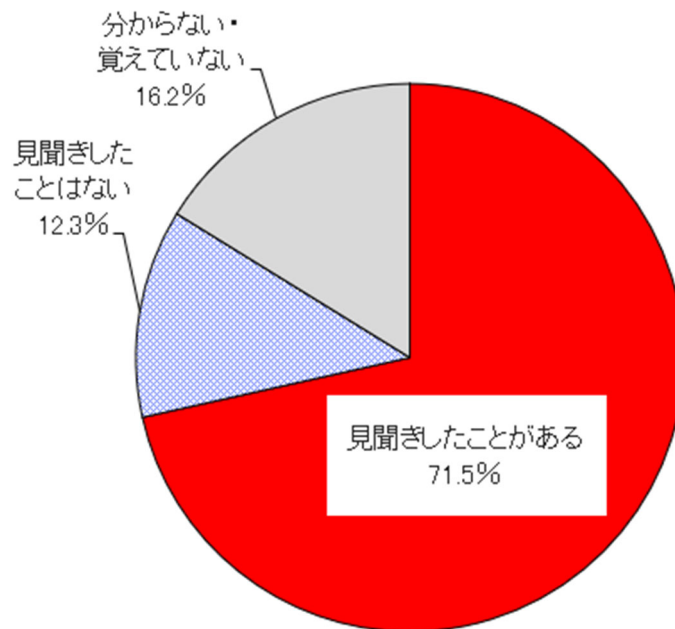
ここからは、通信販売等でよく見かける「送料無料」表示についてお聞きします。

「送料無料」は、消費者が、送料として商品価格以外の追加負担を求められることなく、商品を購入できることをここでは意味しています。

問 17. あなたは、通信販売等で「送料無料」のような表示を見聞きしたことがありますか。当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

「送料無料」表示について「見聞きしたことがある(71.5%)」と回答した人の割合が約7割となっている。



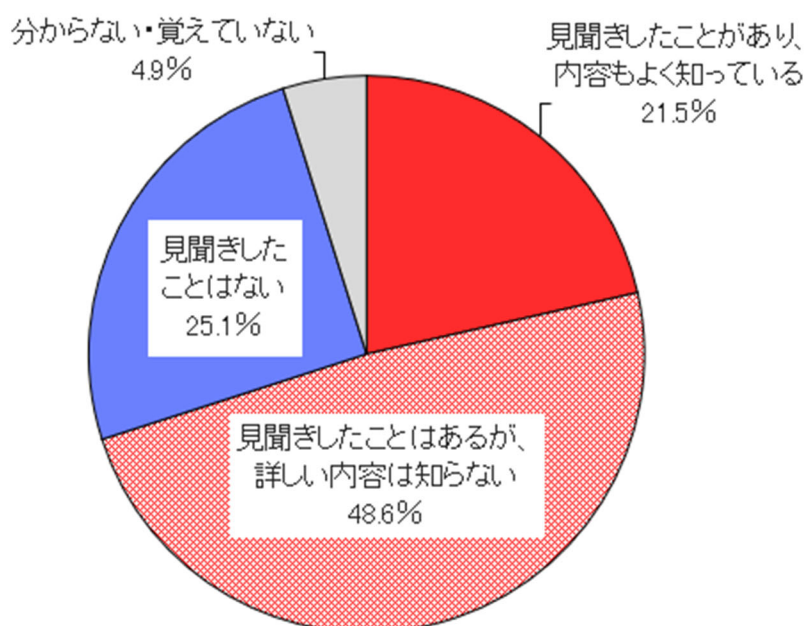
(n=5,000)

問 18. あなたは、これまでに物流の「2024 年問題(※)」に関して、「送料無料」表示の見直しの議論があることを見聞きしたことがありますか。当てはまるものを一つお選びください。

※「2024 年問題」とは、トラックドライバーを含む自動車の運転業務の時間外労働について、2024 年4月より、年 960 時間の上限規制が適用されること等により、何も対策を講じなければ、2024 年度には 14%、2030 年度には 34%の輸送力不足の可能性があるとされていることを意味しています。

(単一回答)

物流の「2024 年問題」における「送料無料」表示の見直しに関する議論について、「見聞きしたことがあり、内容もよく知っている(21.5%)」と回答した人の割合が約2割となり、「見聞きしたことはあるが、詳しい内容は知らない(48.6%)」と回答した人の割合が約5割となっている。



(n=3,575)

(備考)問 17 で「見聞きしたことがある」と回答した人に質問。

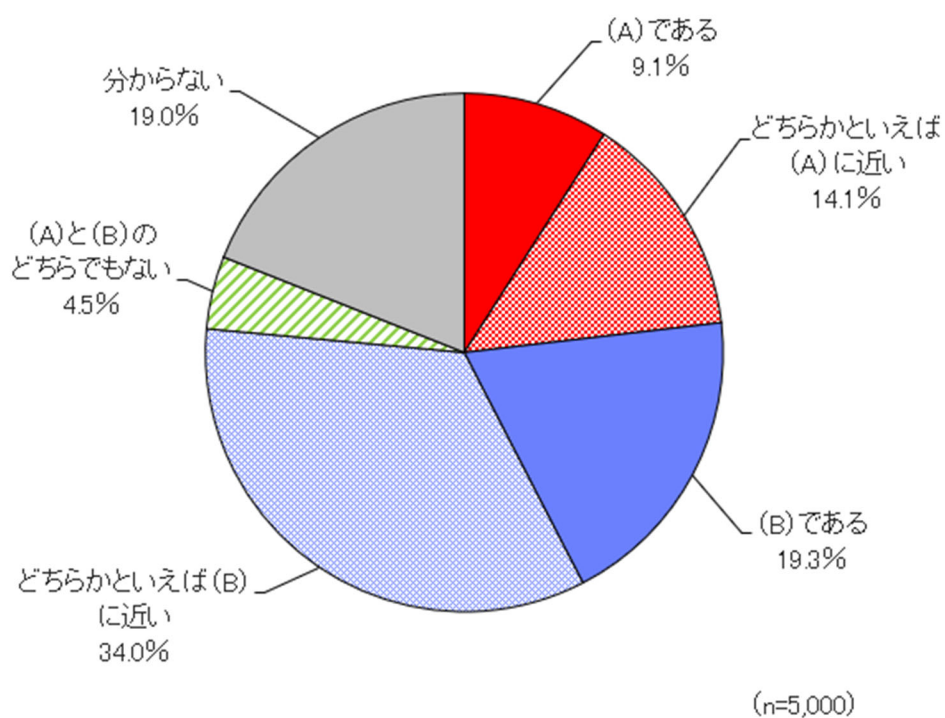
問 19. 「送料無料」表示について、あなたの考えは(A)と(B)のどちらですか。当てはまるものを一つお選びください。

(A) 配送事業者の運賃は無料ではないので、「無料」と表示するのはやめるべきだと思う。

(B) 「送料無料」は消費者にとって魅力的な表示であり、配送事業者に運賃は払われているのだから、問題はないと思う。

(単一回答)

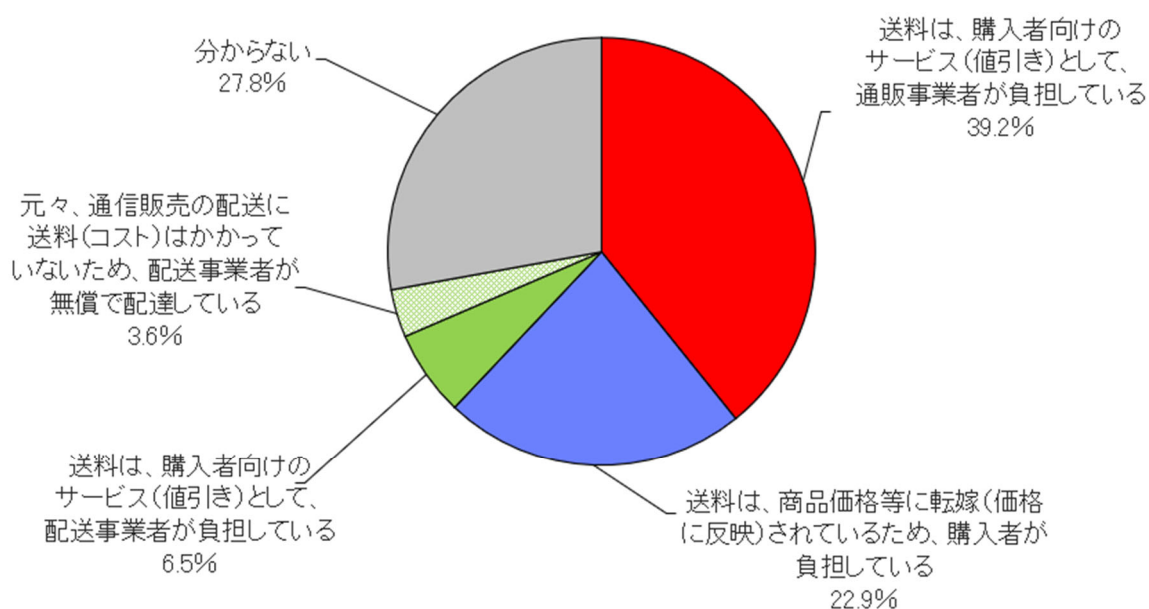
「送料無料」表示に関する考えについて、「(A)である(9.1%)」又は「どちらかといえば(A)に近い(14.1%)」と回答した人の割合が、合計で約2割となっている一方、「(B)である(19.3%)」又は「どちらかといえば(B)に近い(34.0%)」と回答した人の割合は、合計で約5割となっている。



問 20. 「送料無料」表示があった場合の送料について、どのようなイメージを持っていますか。あなたのイメージに近いものとして、当てはまるものを一つお選びください。

(単一回答)

「送料無料」表示があった場合の送料に対するイメージについて、「送料は、購入者向けのサービス(値引き)として、通販事業者が負担している(39.2%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「送料は、商品価格等に転嫁(価格に反映)されているため、購入者が負担している(22.9%)」、「送料は、購入者向けのサービス(値引き)として、配送事業者が負担している(6.5%)」となっている。



(n=5,000)

ここからは、「公益通報者保護法(※)」に関することをお聞きします。

※従業員が、お勤め先の不正行為を通報したこと(公益通報)を理由とする、解雇や降格、不自然な異動などの不利益な取扱いから保護されるための条件を定めています。

従業員が 301 人以上のお勤め先には、内部通報の窓口の設置義務があります。

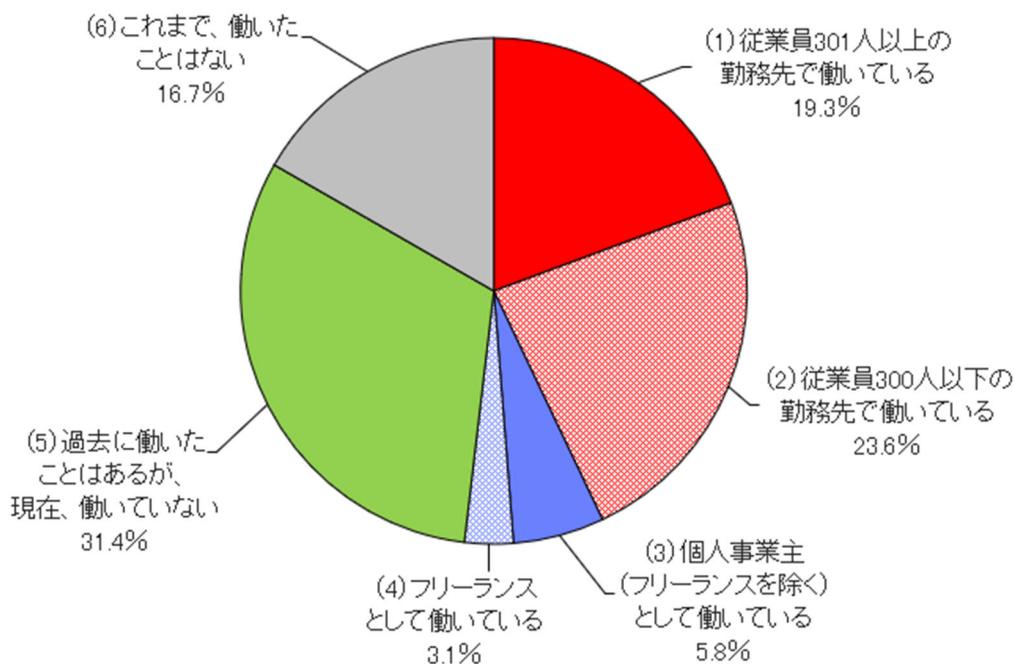
問 21. あなたの現在の就業状況について、以下の中から、最も当てはまるものを1つお選びください。

※勤務形態を問わず、学生の場合でもアルバイト等の短時間労働等何らかの形で従事している場合には、選択肢(1)～(4)の中から選択ください。

※従業員数は、本社・支店・工場等も含めます。

(単一回答)

回答者の就業状況として、「(5)過去に働いたことはあるが、現在、働いていない(31.4%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「(2)従業員 300 人以下の勤務先で働いている(23.6%)」、「(1)従業員 301 人以上の勤務先で働いている(19.3%)」となっている。



(n=5,000)

問 22. あなたは勤務先に公益通報窓口（法令違反等の不正を通報するための窓口）があるか、ご存じですか。

※公益通報窓口とは、勤務先の不正行為等を通報する窓口を指します。

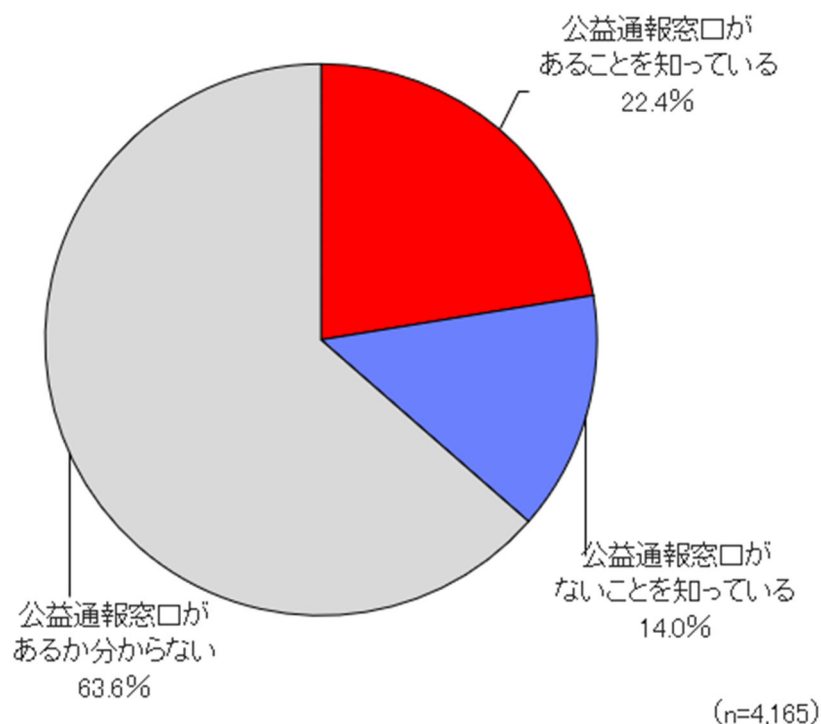
※同様の窓口が設置されていれば、窓口の名称は問いません。

※問 21 で「(5)過去に働いたことはあるが、現在、働いていない。」を回答された方は、過去に働いた勤務先について、ご回答ください。

※フリーランスは、令和8年 12 月 1 日から、業務委託先の公益通報窓口等に通報が可能となります。

(単一回答)

公益通報窓口の認知状況として、「公益通報窓口があることを知っている(22.4%)」と回答した人の割合が約2割となっている一方で、「公益通報窓口があるか分からない(63.6%)」と回答した人が約6割となっている。

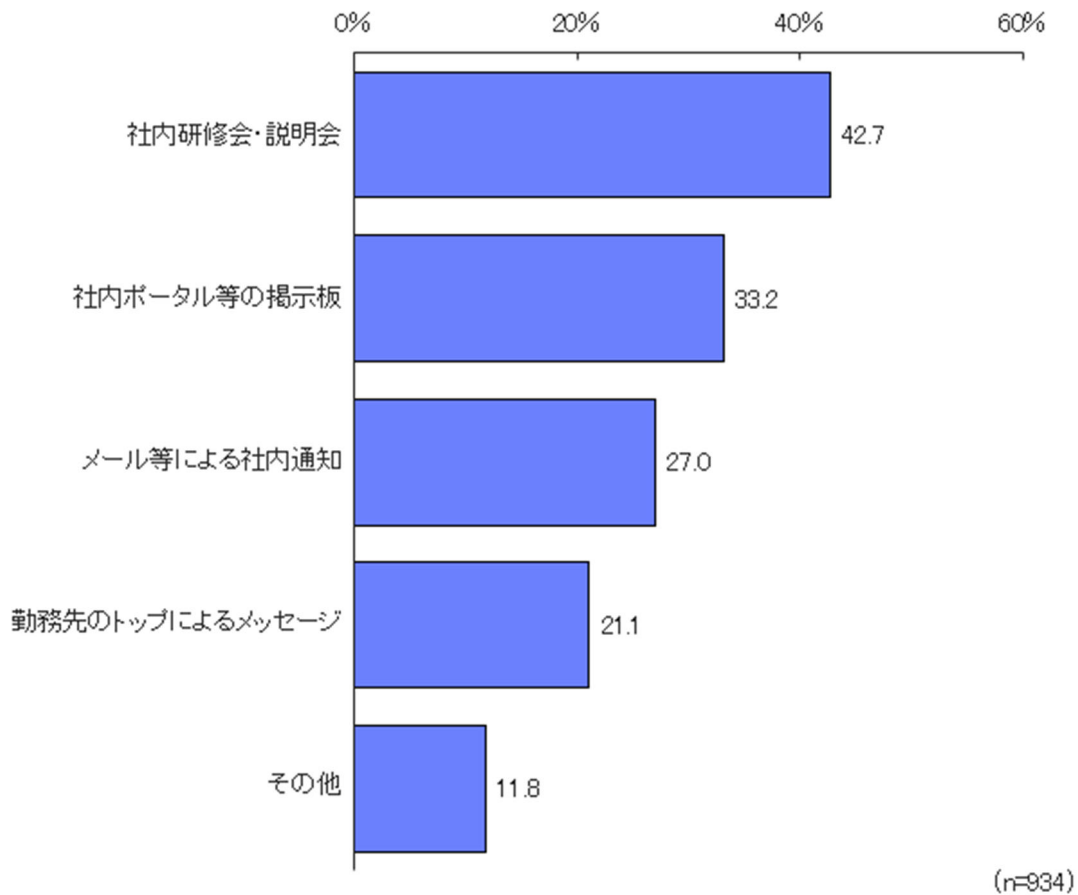


(備考)問 21 で「これまで、働いたことはない」以外を回答した人に質問。

問 23. あなたが勤務先の公益通報窓口を知ったきっかけを全て教えてください。

(複数回答)

公益通報窓口を知ったきっかけについて、「社内研修会・説明会(42.7%)」と回答した人の割合が最も高く、次いで「社内ポータル等の掲示板(33.2%)」、「メール等による社内通知(27.0%)」となっている。



(備考)問22で「公益通報窓口があることを知っている」と回答した人に質問。